

第 8 2 号議案

加東市手数料条例の一部を改正する条例制定の件

加東市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 2 6 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市手数料条例の一部を改正する条例

加東市手数料条例（平成 1 8 年加東市条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 改正前の欄及び改正後の欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に下線を付した規定（以下「対象規定」という。）で、その標記部分が異なるものは、改正前の欄に掲げる対象規定を改正後の欄に掲げる対象規定として移動する。
- (2) 改正前の欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 前					改 正 後				
別表（第 2 条関係）					別表（第 2 条関係）				
			手数料を	手数料の額				手数料を	手数料の額

		徴収する 事務						徴収する 事務			
証明等	戸籍	[略]	[略]	[略]	[略]	証明等	戸籍	[略]	[略]	[略]	[略]
交付手 数料						4	戸籍電子 証明書提 供用識別 符号	1 件に つき	400円（情報通信 技術を活用した行 政の推進等に関す る法律（平成14年 法律第151号）第 7条第1項の規定 により同法第6条 第1項に規定する 電子情報処理組織 を使用する方法（総 務省令で定めるも のに限る。以下この 表において同じ。） により戸籍電子証 明書提供用識別符 号の発行を行う場 合（当該発行に係る 戸籍電子証明書の 請求が同条第1項 の規定により同項		

第82号議案 要旨

加東市手数料条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）の施行に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号）において、戸籍電子証明書及び除籍電子証明書の手数料が追加されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

- (1) 戸籍電子証明書及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行による手数料を加えること。（別表関係）
- (2) 所要の文言整理を行うこと。（別表関係）

3 施行期日 令和6年3月1日